

## 審査基準

### ○利用許可の基準

次のいずれかに該当するものについては会場の利用を許可する。

- ・ 科学技術の振興に寄与するもの。
- ・ その他、知事が適当と認めたもの。

### ○利用不許可の基準

催物の内容が次のいずれかに該当するものについては会場の利用を許可しない。

- ・ 公安または風俗を害するおそれのあるもの。
- ・ 施設の構造上または管理上支障のあるもの。
- ・ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の利益になると認められるもの。
- ・ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれのあるもの。